

平成 28 年第 2 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 60 号

佐伯市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について

制定から 52 年ぶりの行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、同法の規定に基づき、条文の整理を行おうとするものである。

市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関し、当該賦課の算定について異議がある場合の申立て等の手続において、申立期間を「賦課を受けた日の翌日から起算して 60 日以内」を「賦課を受けた日の翌日から起算して 3 月以内」に延長するとともに、「異議の申立て」及び「異議を申し立てる」の文言を「審査請求」及び「審査請求をする」に改める。

議案第 61 号

佐伯市行政組織条例及び佐伯市食育推進会議条例の一部改正について

平成 28 年度の組織改編に伴い、部課の事務分掌を改めたことにより、行政組織条例及び関係条例について所要の規定の整理を行おうとするものである。

<改正の内容>

- ・佐伯市行政組織条例の一部改正については、「行財政改革の推進に関すること」を所掌する部を「総合政策部」から「総務部」に改めるもの
- ・佐伯市食育推進会議条例の一部改正については、佐伯市食育推進会議の庶務を処理する課を地域振興部「地域振興課」から同部「まちづくり推進課」に改めるもの
- ・佐伯市行財政改革推進委員会条例の一部改正については、佐伯市行財政改革推進委員会の庶務を処理する課を「総合政策部秘書政策課」から「総務部総務課」に改めるもの

議案第 62 号

佐伯市障がい者等支援基金条例の制定について

障がい者及び難病患者の福祉の向上を図るため、基金を設置しようとするものである。

平成 28 年 4 月 25 日に本市出身者（個人）から障がい者福祉指定寄附金として 40,000,000 円の寄附を受納した。この寄附の目的に応え有効に活用するため、基金を設置する。

議案第 63 号

佐伯市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

建築基準法施行令の一部改正により、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、小規模保育事業等を行う事業所の屋内に設ける避難用階段の構造に関する基準を改めようとするものである。

議案第 64 号

佐伯市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び佐伯市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、新たに創設された地域密着型通所介護に係る基準を定めるとともに、認知症対応型通所介護等において新たに設置が義務付けられた運営推進会議に関する規定を追加するほか、条文の整理をしようとするものである。

議案第 65 号

佐伯市中小企業活性化基本条例の制定について

中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業の振興に関して基本的な事項を定めるとともに、関係者の役割等を明らかにすることで、中小企業の活性化を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものである。

専決処分の報告

報告第 15 号

佐伯市税条例等の一部改正について

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、佐伯市税条例等の一部改正について、平成 28 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

<主な改正の内容>

◎独立行政法人の改組に伴う改正

固定資産税非課税対象法人である「独立行政法人労働者健康福祉機構」が「独立行政法人労働者健康安全機構」へ改組されたことに伴う条文の整理

◎わがまち特例制度の導入

以下の特例措置について、地域決定型地方税特例措置（通称「わがまち特例」）を導入した。

- ・津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置について

津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において、同法に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について導入

・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について導入

・認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置について

都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が誘導施設の整備に係る事項が記載された立地適正化計画に基づき整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について導入

※地域決定型地方税特例措置（通称「わがまち特例」）…地方税の特例措置について、地方自治体の自主的な判断を拡大する観点から、国が全国一律に定めていた軽減割合を地方自治体の条例で決定できる仕組み

報告第 16 号

佐伯市都市計画税条例の一部改正について

報告第 15 号と同様に、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、平成 28 年 3 月 31 日付けで専決処分したので議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法の一部改正に伴い、わがまち特例の導入に係る規定の整備をするほか、所要の改正を行った。

報告第 17 号

佐伯市税特別措置条例の一部改正について

報告第 15 号と同様に、平成 28 年 3 月 31 日付けで専決処分したので議会に報告し、その承認を求めるものである。

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令」に規定する、国の基本計画同意の適用期限が「平成 28 年 3 月 31 日以前の日」から「平成 29 年 3 月 31 日以前の日」に 1 年間延長されたことに伴い、所要の改正を行った。

報告第 18 号

佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

報告第 15 号と同様に、平成 28 年 3 月 31 日付けで専決処分したので議会に報告し、その承認を求めるものである。

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、低所得者に対する保険税軽減判定所得基準額の引上げを行うため、所要の改正を行った。

(主な改正の内容)

- ◎ 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 17 万円から 19 万円にそれぞれ引き上げる。

区 分	改正前	改正後
基礎課税額	52 万円	54 万円
後期高齢者支援金等課税額	17 万円	19 万円

- ◎ 国民健康保険税の 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乘じる金額を 26 万円から 26.5 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乘じる金額を 47 万円から 48 万円にそれぞれ引き上げることにより、軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

区分	改正前	改正後
5 割軽減	基準額 33 万円 + <u>26 万円</u> × 被保険者数	基準額 33 万円 + <u>26.5 万円</u> × 被保険者数
2 割軽減	基準額 33 万円 + <u>47 万円</u> × 被保険者数	基準額 33 万円 + <u>48 万円</u> × 被保険者数

(例規集第 2 巻 32200 ページ)

報告第 19 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 28 年 5 月 24 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名 : 佐伯市常盤西町 10 番 15 号付近の市道常盤 3 号線で発生した交通事故に係る損害賠償事件

相 手 方 : 佐伯市向島 2 丁目 10 番 17 号 鹿島五郎

事件の概要 : 平成 26 年 12 月 16 日正午頃、上記事故の場所で、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、進行方向左側から同市道を自転車で横断しようとした相手方と接触し、相手方が肋骨を骨折する等負傷し、入院及び通院治療に 101 日を要した。

和 解 内 容 : 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額 : 2,388,135 円 (保険適用範囲内)

(治療費 : 1,595,223 円、文書料 : 432 円、入院雑費 : 40,480 円、
慰謝料 : 752,000 円)

報告事項

第 7 号報告

佐伯市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、佐伯市土地開発公社の経営状況について説明する書類を提出するものである。